

訪問看護重要事項説明書 及び  
訪問看護契約書・介護予防訪問看護契約書  
( 医療保険 : 介護保険 )

利用者： \_\_\_\_\_ 様

一般社団法人ライフナビゲート  
在宅看護センター佐賀 ほっこり

一般社団法人ライフナビゲート  
在宅看護センター佐賀 ほっこり

ライフナビゲートは・・・

生命 暮らし 生涯 の 3つのLifeを支えます

ほっこりは・・・

ほ hospitality 思いやり 真心をもって

つ two-way communication 双方向の意思伝達があり

こ core 利用者様を中心とした

り recreation 休養と気分転換を お届けします。

安心して在宅療養ができるよう、笑顔と真心をもって看護を提供します。  
いつでもご連絡ください。

## 重要事項説明書

1 事業主体.....	1
2 事業の概要.....	1
3 事業の目的と運営方針.....	1
4 事業実施地域・営業時間等.....	1
5 当事業所の職員体制.....	2
6 サービスの内容.....	2
7 利用料金.....	3
(1) 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表.....	3
(2) 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表.....	4
(3-1) 全額自費による訪問看護・リハビリテーション.....	6
(3-2) 全額自費によるホームヘルプサービス.....	7
8 サービスの利用方法.....	8
9 緊急時の対応方法.....	9
10 事故発生時の対応.....	9
11 秘密保持について.....	9
12 サービスに対する相談・苦情.....	10
13 その他.....	10

## 契約書

目的、契約期間、運営規程の概要、訪問看護計画の作成・変更、主治医との関係、担当の訪問看護師、  
訪問看護サービスの内容及びその提供、居宅介護支援事業者との連携、協力義務、費用、利用者負担額の滞納、  
契約の終了、秘密保持、利用者代理人、相談・苦情対応、緊急時の対応、損害賠償、裁判管轄、協議事項

同意確認 1 個人情報利用に関して..... エラー! ブックマークが定義されていません。

同意確認 2 介護保険 利用における加算に関して..... エラー! ブックマークが定義されていません。

同意確認 3 医療保険 利用における加算に関して..... 19

( 2024年 6月 1日 改正 )

## 1 事業主体

事業主体（法人名）	一般社団法人ライフナビゲート
法人格の種類	一般社団法人
代表者名（職・氏名）	代表理事 城戸 麻衣子
法人所在地	佐賀県佐賀市北川副町大字新郷 781

## 2 事業の概要

事業所の名称	在宅看護センター佐賀 ほっこり
事業所管理者（氏名）	城戸 麻衣子
開設年月日	2018（平成30）年 4月 1日
事業所番号	訪問看護（指定事業所番号 4160190262） （介護予防訪問看護）
所在地	佐賀県佐賀市北川副町大字新郷 781
連絡先	電話 0952-23-3370 FAX 0952-23-3375

## 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人ライフナビゲート（以下「本事業者」という）が設置する在宅看護センター佐賀 ほっこり（以下「本事業所」という）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正なサービス提供を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、保健・医療の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。また、自ら提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

## 4 事業実施地域・営業時間等

営業日	月曜日～土曜日（日曜日は主に医療保険利用者で必要と判断された方）
サービス提供時間	8時30分～17時30分
緊急時の訪問看護	電話等による24時間連絡体制を取り、緊急時の看護要請に対応するものとします。
実施地域	<p>佐賀市内 （久保泉町、金立町、富士町、三瀬町、大和町のうち長崎自動車道より北エリアを除く）</p> <p>※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。</p> <p>▶ 色付きの部分が佐賀市内を示します。 濃い灰色の部分が実施地域です。</p> 

## 5 当事業所の職員体制

職種	資格	常勤・非常勤・兼務の別	業務内容
管理者	看護師	常勤1名（兼務）	従業者及び業務の管理
看護職員	看護師	常勤6名・非常勤2名	訪問看護業務
理学療法士	理学療法士	常勤2名	訪問看護におけるリハビリテーション業務
作業療法士	作業療法士	常勤1名	訪問看護におけるリハビリテーション業務
言語聴覚士	言語聴覚士	非常勤1名	訪問看護におけるリハビリテーション業務
看護補助者	介護員	常勤1名(兼務)	看護補助業務
事務員	医療事務	常勤1名(兼務)	事務全般
勤務時間	8：30～17：30 ※夜勤体制有り		

## 6 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当事業所の看護師が定期的に訪問し、必要な処置・看護ケアを行い在宅療養の援助を行います。

### ◎療養上のお世話

身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排せつの介助と指導

### ◎病状観察

病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などバイタルサインの測定、アセスメント

### ◎ターミナルケア

がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるように適切なお手伝い

### ◎在宅でのリハビリテーション

拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等

### ◎医師の指示による医療処置

かかりつけ医の指示に基づく医療処置

### ◎医療機器の管理

在宅酸素、人工呼吸器などの管理

### ◎床ずれ

とこずれ防止の工夫と指導、手当て

### ◎認知症のケア

対応方法・事故防止など、認知症介護の相談・工夫のアドバイス

### ◎ご家族等への介護支援・相談

介護方法の指導、相談対応

## 7 利用料金

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が下記のようになります。

### (1) 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

#### ① 利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の1割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

【1割負担の額】（2割・3割になる方もいます）

			訪問看護	介護予防 訪問看護
所要 時間	20分未満（※）	看護師	3,140円	3,030円
	30分未満	看護師	4,710円	4,510円
	30分以上 60分未満	看護師	8,230円	7,940円
	60分以上 90分未満	看護師	11,280円	10,900円
	1日3回以上の場合は90/100 1回あたり20分 (週に6回を限度)	理学療法士	2,940円	2,840円
訪問 1回 につき 算定	<p>【注】 ・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合 25%加算            ・深夜（午後10時から午前6時まで）の場合 50%加算            ※ なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、特別管理加算を算定した利用者に関し、月の2回目以降の計画外訪問時に加算            ※（20分未満）            ・短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者であること            ・20分以上の訪問看護を週1回以上計画に含むこと            ・24時間体制であること            等の要件を満たす場合に算定します</p>			
	加算項目	内容	金額	
	複数名訪問加算（30分未満）	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	2,540円	
	複数名訪問加算（30分以上）		4,020円	
	複数名訪問加算（2）（30分未満）	同時に複数の看護補助者が訪問看護を行った場合に算定	2,010円	
	複数名訪問加算（2）（30分以上）		3,170円	
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	3,000円	
月1 回算定	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	(1)利用者、またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること (2)緊急時訪問における看護業務の軽減に付与する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること	6,000円	
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の(1)に該当する場合に算定	5,740円	

特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000 円
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2,500 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	2,000 円
ターミナルケア加算（死亡月）	ターミナルケア実施時に算定 （介護予防訪問看護の場合を除く）	25,000 円
遠隔死亡診断補助加算	離島等に居住する利用者の死亡診断についてターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定	1,500 円
初回加算（Ⅰ） （新規利用者・月 1 回）	新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定	3,500 円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定	3,000 円
退院時共同指導加算 （1 回、特別管理 2 回）	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定	6,000 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護等の実施に計画的な管理を行う場合算定	2,500 円
口腔連携強化加算 （利用者の同意を得た上で月 1 回）	事業所と歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に算定	500 円

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

② その他の利用料（保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります）

項目	内容	金額
交通費	実施地域を越える場合	実費徴収
事業所から利用者様のご自宅までの片道距離を測定し、1km あたり 30 円で計算させていただきます。 ただし 300 円を最低料金とします。 例： 15km 450 円 / 17km 510 円 ※本重要事項説明書及び契約書における「実施地域を越える場合の交通費実費徴収」の項目については上記計算を適用します。		
エンゼルケア	亡くなられた方の最期のお世話	15,000 円
衛生材料費（ガーゼ・紙おむつ等）	利用・購入された衛生材料分	実費徴収
延長料金（介護）	1 時間 30 分を越える訪問看護料	30 分毎 1,000 円

（ 2 ） 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

① 訪問看護基本療養費

項目	内容	金額
・ 75 歳以上の方 ・ 65～74 歳で一定の障害の状態 にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の 1 割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の 3 割

70～74 歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6 歳（就学後）～69 歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の負担割合分（各保険により異なる）
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）

	週3回目までの訪問	週4日目以降
基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士 5,550円	6,550円
基本療養費（Ⅱ）	1,600円/日（精神障害者社会復帰施設等への訪問看護）	/
基本療養費（Ⅲ） 外泊時	看護師・理学療法士 4,300円	
難病等複数回訪問加算	1日2回：4,500円/1日3回以上：8,000円	
緊急訪問看護加算	2,650円/日（在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問）	
長時間訪問看護加算	5,200円（週1日を限度）	
複数名訪問看護加算	看護師・理学療法士 4,500円	
管理療養費	月1日目：7,440円/2日目以降：3,000円	
機能強化型訪問看護 管理療養費2	月1日目：9,800円 （令和5年は算定しておりません）	
退院時共同指導加算	6,000円（月2回）	
退院支援指導加算	6,000円（退院後翌日以降の初回訪問時）	
24時間対応体制加算	6,400円/月	
特別管理加算（Ⅰ）	2,500円（月1回）	
特別管理加算（Ⅱ）	5,000円（月1回）	
重症者管理加算	5,000円（月1回）	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）	

② 精神科訪問看護基本療養費

	週3回目まで 30分以上		週3回目まで 30分未満		週4回目以降 30分以上		週4回目まで 30分未満	
	精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費						
	看護師 5,550円		看護師 4,250円		看護師 6,550円		看護師 5,100円	
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ）	同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合の療養費							
	2人	看護師 5,550円	2人	看護師 4,250円	2人	看護師 6,550円	2人	看護師 5,100円
	3人	看護師 2,780円	3人	看護師 2,130円	3人	看護師 3,280円	3人	看護師 2,550円

精神科訪問看護 基本療養費（Ⅳ）	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定。	8,500円
長時間精神科 訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合	5,200円
複数名精神科 訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合	他の看護師 4,500円
夜間・早朝訪問 看護加算	夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合	2,100円

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
--	---

### ③ その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容		金額
長時間利用料	2時間を超えて訪問看護を提供する場合		30分ごとに 500円
早朝利用料	午前5時00分 ～午前8時30分	早朝・夜間・深夜利用料の適応は訪問開始時刻を基点とする。	1時間まで 1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごと500円
夜間利用料	午後5時30分 ～午後9時59分		
深夜利用料	午後10時00分 ～午前4時59分		
交通費	実施地域内		1回につき300円
	実施地域を越える場合		実費徴収
エンゼルケア	亡くなられた方の最期のお世話		15,000円
※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。			
その他の利用料	実費相当額		

### （3-1） 全額自費による訪問看護・リハビリテーション

- ・ 保険適応訪問回数を超えたとき
- ・ 保険を使用しないとき
- ・ 受診同行・外出同行（保険適応外）
- ・ 介護者外出の留守見守り・安否確認・基本看護

※医療ニーズの高い方は事前に相談してください。看護の内容により別途費用が掛かります。

項目	内容		料金	
交通費	実施地域内		1回につき 300 円	
	実施地域を越える場合		実費徴収	
基本料金	30 分未満		4,000 円	
	30 分以上 60 分未満		6,000 円	
	60 分 90 分未満		8,000 円	
	120 分以内		10,000 円	
	2 時間以上 1 時間毎		5,000 円	
割増	早朝利用料	午前 5 時 00 分 ～午前 8 時 30 分	早朝・夜間・深夜利用料の適応は 訪問開始時刻を基点とする。	基本料金の 25% 増
	夜間利用料	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時 59 分		
	深夜利用料	午後 10 時 00 分 ～午前 4 時 59 分		基本料金の 50% 増
レジャーや冠婚葬祭などの看護同行		＊ご利用に際し、事前相談をお願いし ます。同行者の交通費・宿泊・食事は ご準備願います。 ＊主治医の旅行許可は、ご家族様で確 認ください。	1 日 8 時間以内 30,000 円 1 泊 2 日 45,000 円	
衛生材料費		(ガーゼや紙おむつ等) 利用・購入分	実費徴収	
エンゼルケア		亡くなられた方の最期のお世話	15,000 円	

### ( 3-2 ) 全額自費によるホームヘルプサービス

※介護保険及び健康保険利用の訪問看護契約者のみご利用可能なサービスです。

※当サービスのご利用については、ご相談ください(当契約書と別紙同意書が必要です)。

項目	内容	料金
交通費	実施地域内	1回につき 300 円
	実施地域を越える場合	実費徴収
利用料	60 分	2,000 円
	90 分	3,000 円

### ( 4 ) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 訪問時に駐車場が確保できない場合、近隣コインパーキングでかかる費用を別途徴収します。

### ( 5 ) キャンセル料

サービス利用を中止する際には、速やかに当事業所までご連絡をお願いいたします。但し、利用者様の容態変化等やむをえない事情がある場合には不要です。

利用日前日までのキャンセル	無料
利用日当日のキャンセル	1,000 円
当日ご連絡なし (訪問不在)	2,000 円

## (6) 利用料金のお支払い

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、毎月10日前後に前月分の請求書を発行いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

便利なワイドネット利用による銀行口座自動引き落としをご利用ください（自動引き落としをお申し込みの方は、手続きから引き落としまで1ヶ月半ほどお時間が必要です）。

### ① 引落サービスを利用する場合

ワイドネット	全国の金融機関から引き落とし
引き落とし指定日は 毎月26日 です。指定日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日になります	

#### 【預金口座振替依頼書の記入】

- ・ 契約者（または預金者）の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入
- ・ 金融機関名、支店名、口座番号を記入
- ・ 金融機関届出印の押印（捨印は枠外に押す）

※印鑑・記載相違等の不備があった場合は、利用者・事業所・銀行における照会等のために予定されている引き落とし日が遅延することがございますので、ご了承ください。

※事業所・銀行において、やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって引き落としが遅延することがありますので、ご了承ください。

※契約者（利用者）と預金者が同一の場合、その方が永眠された場合は、翌月10日に限らず請求させていただきます。

### ② 振込を行う場合

当事業所口座のご案内			
金融機関名	福岡銀行	支店名	佐賀支店 (714)
普通口座	1469368	名義	シヤ)ライフビゲート

※振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます。

## 8 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員およびサービス計画担当者にご相談ください。

### (2) 利用契約の手続き

介護保険被者証・健康保険被者証等、印鑑をご用意下さい。

保険証等については、初回利用時、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

### (3) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3ヶ月以上）
- ・ サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護給付は受けられませんのでご相談ください）

・利用者様が亡くなられた場合

### ③ その他

・入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当事業所の状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者様に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

・利用者様やご家族が当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合には、速やかに当事業所までご連絡ください。

・台風や雪など天候不良には、利用者様の了承を得た上で、訪問日時を変更させていただく場合がございます。

・利用者様とご家族、または当事業所や当事業所の従業者が予測不能な災害(地震・津波・火事などの天災・テロなどの人災)に遭遇した場合は、互いに安全確保に努めることを優先してください。この時、当事業所の従業者によるサービス提供ができない場合がございます。

## 9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

## 10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。

また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします（当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります）。

## 11 秘密保持について

(1) 当事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を洩らしません。

(2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を洩らしません。

(3) 事業者は、利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲内で利用者様又はご家族の個人情報を用います。

## 12 サービスに対する相談・苦情

### (1) 当事業所の利用者様相談・苦情窓口

受付担当者 管理者 城戸 麻衣子

電話 (0952) 23-3370 FAX (0952) 23-3375

受付 1年365日 午前9時～午後4時

### (2) 当事業所以外に、佐賀中部広域連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

佐賀中部広域連合給付課 電話 0952-40-1131

佐賀県国保連合会 電話 0952-26-1477

佐賀市保健福祉部・高齢福祉課 電話 0952-40-7253

## 13 その他

### (1) 看護学生の育成

当事業所は、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力しております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むこととしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、看護学生が同行訪問する際には事前にご連絡いたします。少しでも不都合がある場合はお断りください。

① 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者様及びご家族の同意を得て同行させます。

② 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。

③ 利用者及びご家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。

④ 利用者様及びご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対し無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者様及びご家族の方々に関する情報について、他者に洩らすことのないようプライバシーの保護に留意します。

### (2) 個人情報の開示請求等

当事業所で利用されている個人情報については開示・訂正等の請求を行うことができます。ただし、開示請求ができる方は以下の通りです。

① 保有個人情報の本人

② ご遺族の方（父母、配偶者、子または3親等内の血族）

③ ご遺族の方が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人

④ ご遺族の方から開示請求について委任を受けた任意代理人

当事業所では個人情報開示請求について、個人情報開示等請求書が提出されてから原則2週間以内に開示するか否かを決定し、その旨を申請者へお知らせいたします。その後、原則1ヶ月以内に個人情報の開示を行います。ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときは、その期間を延長する場合があります。なお、開示請求には手数料等実費負担が発生しますので、ご理解の程宜しくお願いします。

### (3) 研究発表

在宅看護の経験を共有し在宅医療の発展に貢献するため、利用者様及びご家族様の暮らしや介護、また看護の成果などを学会発表や論文等に貴重なデータとして利用させていただくことがあり

ます。これらの発表は訪問看護及び在宅医療のさらなる進歩に關与するものであり、人々の健康や安寧に役立てられますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 研究発表・論文に利用者様及びご家族の情報を利用する場合、十分かつわかりやすい説明を利用者様及びご家族に行い、同意を得て個人情報などを利用いたします。同意がいただけない場合は利用いたしません。
- ② 個人情報保護の為、利用する個人情報に関しては匿名化を基本とし、個人の特定ができないように配慮します。
- ③ 利用者様及びご家族の方は、研究発表・論文に情報を利用することを同意した後も、情報の利用に対し無条件に拒否することができます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	

